

キャリアアップ助成金Q & A（令和8年度版）

令和8年4月8日以降の変更点等

New

Q-1 キャリアアップ助成金の支給要件や助成メニュー等について、令和8年4月8日から変更はありますか。

A-1 キャリアアップ助成金については、令和8年4月8日から、「正社員化コースに、正規雇用労働者等への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイト又は職場情報総合サイト（しょくばらぼ）に公表した場合の加算」（情報公表加算）を新設しました。

<正社員化コース>

正規雇用労働者等への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイト又は職場情報総合サイト（しょくばらぼ）に公表した場合	新設
	20万円（大企業は15万円） ※1事業所当たり加算額 （1事業所当たり1回のみ）

New

Q-2 いつの支給申請から正規雇用労働者等への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイト又は職場情報総合サイト（しょくばらぼ）に公表した場合の加算が受けられる対象となるのでしょうか。また、要件はどんなものなのでしょうか。

A-2 令和8年4月8日以降に対象労働者を転換等する場合であって、正規雇用労働者等への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイト又は職場情報総合サイト（しょくばらぼ）に公表した場合に、本加算の申請の対象となります。

要件及び公表内容は以下になります。

実際の公表例やFAQについても掲載していますので、本加算を検討される際は「キャリアアップ助成金のご案内（令和8年度版）」についてもご参照ください。
（要件）

公表を行う日	ウェブサイトへの公表日がキャリアアップ計画期間中かつ、支給申請日までであることが必要です。
公表期間	支給申請日から少なくとも支給申請事業年度の終了までは当該サイト上での公表を継続することに同意することが必要です。
公表場所	以下①、②のどちらかへの掲載が必要です。 ① 自ら管理するウェブサイト 編集・公開・削除等の管理権限を事業主が有し、一般公開されているウェブサイトをいいます。 ② 職場情報総合サイト（しょくばらぼ） 企業等における幅広い情報を掲載し、学生や求職者の方々に広く情報提供を行う厚生労働省が運営するサイトです。 URL： https://shokuba.mhlw.go.jp/

(公表内容) 就業規則等に規定されている、有期雇用労働者等の正規雇用労働者への転換又は派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する全ての制度について、以下①～③全ての公表が必要です。

<p>① 有期雇用労働者等の正規雇用労働者への転換又は派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用するための制度の概要</p>
<p>制度の概要については、以下3点を公表していることが必要です。 ○手続き(面接試験・筆記試験等) ○転換の要件(勤続年数、人事評価結果、所属長の推薦等の客観的に確認可能な要件・基準等) ○実施時期(転換または採用時期の明示(例「毎年4月・10月」「随時(評価結果による)」など明示</p>
<p>② 当該事業主において直近の3事業年度に、有期雇用労働者等の正規雇用労働者に転換した又は派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した数</p>
<p>①の転換・直接雇用制度ごとに、当該申請事業所において直近の3事業年度で転換した人数を公表してください。 各年度の記載又は、3事業年度まとめた記載でも差し支えありません。</p>
<p>③ 当該事業主において、直近の3事業年度に、有期雇用労働者等の雇入日から、正規雇用労働者への転換又は派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する日の前日までに要した平均期間及び最短の期間</p>
<p>【入社から転換までの平均期間】 直近の3事業年度で正社員転換・直接雇用した者に係る、雇入日から正社員転換・直接雇用の日の前日までの平均期間を公表してください。</p>
<p>【入社から転換までの最短の期間】 直近の3事業年度で正社員転換・直接雇用した者のうち、雇入日から正社員転換・直接雇用日の前日までの日数が、最も早かった労働者に係る日数を公表してください。</p>

令和8年4月1日以降の変更点等



Q-1 キャリアアップ助成金の支給要件や助成メニュー等について、令和8年4月1日から変更はありますか。

A-1 キャリアアップ助成金について、令和8年4月1日から支給要件や支給額に大きな変更はありません。(ただし、令和8年度予算案の成立後、一部変更となる事項があります。)

ただし、社会保険適用時処遇改善コースは令和7年度末で廃止となっており、令和8年度以降に社会保険の適用を行った場合は対象となりませんのでご注意ください。令和8年度以降に取組を行う場合は、短時間労働者労働時間延長支援コースの活用をお願いいたします。

その他、本Q&A内、P44の、①-4 Q-6 生涯設計手当・選択制企業年金の取扱いについて、令和8年10月以降の転換等から変更することとしておりますので、取組・支給申請前にご確認ください。